

2.18 スロベニア

2.18.1 概要

人口は 206 万人（2018 年）、面積は 2 万 273 平方キロメートルで四国とほぼ同じである。²⁰⁴

北部から北西部にはアルプス山系があり、南西部にはカルスト地形の名称の由来ともなったクラスがある。東部から北東部にかけては肥沃なサブパノニア盆地、アドリア海に突き出たイストラ半島の一部もスロベニアを構成する。

畜産が盛んで、生乳、牛肉、豚肉等の生産が多い。²⁰⁵ 主要農産物は、小麦、とうもろこし、甜菜、大麦、じゃがいも、りんご、梨等である。²⁰⁶ 国土の 5 分の 3 が森林に覆われていることから、林業が重要な産業である。

家族経営の小規模な農家が多く、1 経営体当たりの平均経営面積は 7.0ha（2016 年）である。国内総生産に占める農林水産業の比率は 2.1%（日本は 1.1%）である。²⁰⁷



農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	スロベニア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	540	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	11	2.1	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からスロベニアへの輸出額が約 6 万 US ドルであるのに対し、スロベニアから日本への輸入額は約 370 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は海藻等、でん粉及びイヌリン、調製果実であり、スロベニアからの輸入上位品目は製材、ぶどう酒、合板用単板である。

²⁰⁴ 外務省「スロベニア共和国（Republic of Slovenia）基礎データ」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/slovenia/data.html>

²⁰⁵ FAOSTAT「Value of Agricultural Production, Slovenia」
<http://www.fao.org/faostat/en/#data/QV>

²⁰⁶ Britannica「Slovenia」 <https://www.britannica.com/place/Slovenia>

²⁰⁷ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Slovenia」
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-sl_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→スロベニア)	輸入 (スロベニア→日本)	日本の収支
総額	167	132	35
農林水産物	0.1	3.7	▲3.6
農林水産物のシェア	0.03	2.8	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→スロベニア（単位：万 US ドル%） 輸入：スロベニア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
海藻等	1.8	30.8	製材	167.4	45.4
でん粉及びイヌリン	1.7	30.0	ぶどう酒	51.7	14.0
調製果実	1.2	20.3	合板用単板	18.7	5.1
茶	0.8	14.4	その他の調製食料品	17.7	4.8
ペクチン質等	0.3	4.6	その他の植物性油脂	17.3	4.7
総額	5.7	100.0	総額	368.5	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、スロベニア語で Zaščitena označba porekla（ZOP）、地理的表示保護（PGI）は Zaščitena geografska označba（ZGO）と表記する。スロベニアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 8 件、PGI 13 件、合計 21 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。このほか、クロアチアとの共同登録が 2 件（PDO 油脂、肉製品）ある。品目別にみると、PDO はチーズが多く、PGI は肉製品が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	-	8
Class 1.3. チーズ	4	-
Class 1.4. その他動物製品（卵蜂蜜等）	2	2
Class 1.5. 油脂	1	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	-	1
Class 1.8. その他（スパイス等）	-	1
Class 2.6. 塩	1	-
総数	8	13

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.18.2 GI 監視スキーム

スロベニアでは農業森林食料省（MKGP）が GI に関する政策を所掌する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業森林食料省 (Ministrstvo za kmetijstvo, gozdarstvo in prehrano : MKGP)	Dunajska 22, 1000 Ljubljana	Email: gp.uvhvvr@gov.si Website: http://www.uvhvvr.gov.si/

EUIPO (2017)²⁰⁸

GI 監視は、MKGP 内の 2 部門が行い、農産物・食品及びスピリッツについては食品安全・家畜・植物保護局（UVHVVR）が、ワインについてはスロベニア農業森林狩猟漁業検察局（IRSKGLR）が担当する。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
食品安全・家畜・植物保護局 (Uprava rs za varno hrano, veterinarstvo in varstvo rastlin : UVHVVR)	Dunajska 22, 1000 Ljubljana	Email: fito.uvhvvr@gov.si Website: http://www.uvhvvr.gov.si/

欧州委員会ウェブサイト²⁰⁹

GI 監視当局（ワイン等）

機関名	住所	連絡先
スロベニア農業森林狩猟漁業検察局 (Inšpektorat Republike Slovenije za kmetijstvo, gozdarstvo, lovstvo in ribištvo : IRSKGLR)	Dunajska cesta 58 SI-1000 Ljubljana	Tel. + 386 14345700 Fax. + 386 14345717 Email: irsko.mko@gov.si Website: http://www.ikglr.gov.si/en/

EUIPO (2017)

両機関は、リスク分析に基づき市場監視調査の年次計画を策定し、地域ユニットを通じて実施する。リスク分析では、例えば、ワインの場合にはその生産量や過去に発見された違反の有無等が考慮される。地域ユニットが採取すべきサンプル数も定められている。計画に沿った通常の監視活動のほか、消費者からの通報によっても調査は行われる。EU の認証（PDO、PGI、TSG）及び国内の認証について調査した 2018 年度の結果によると、16%のサンプルに何らかの違反が認められている²¹⁰。

²⁰⁸ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁰⁹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

²¹⁰ <https://www.total-slovenia-news.com/lifestyle/1810-16-of-slovene-farming-food-products-violate-protected-food-quality-standards>

他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は食品安全・家畜・植物保護局（UVHVVR）である。²¹¹

2.18.3 GI 侵害の事例

スロベニアでは、他国の GI 産品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、自国の GI 登録を巡り、近隣諸国との間で問題になることが多い（生ハムやワインについてクロアチアの章を参照）。

「クランスカ・クロバサ」ソーセージ問題

スロベニアは同国北西部のクランスカ地方に由来するソーセージ「クランスカ・クロバサ（Kranjska klobasa）」を 2009 年スロベニアの PGI として登録申請した。しかし隣国のオーストリアが登録に反対。このソーセージは 19 世紀から、当時のオーストリア・ハンガリー帝国で生産されていたもので、現在のオーストリアではチーズ入りソーセージ「ケーゼクライナー（Kaesekrainer）」が広く親しまれている。

協議の結果、オーストリアはこれまで Käsekrainer、Schweinskrainer、Osterkrainer、および Bauernkrainer など Krainer という単語の入った製品を生産販売してきたが、他言語に翻訳して使用しないことを条件に、従来のドイツ語名称の使用が許されることとなった。一方、スロベニアは「クランスカ・クロバサ（Kranjska klobasa）」を他の言語に翻訳して用いることができるとされた。このような配慮の下、2012 年スロベニアが「クランスカ・クロバサ」を PGI として登録するに至った。

(<https://www.bbc.com/news/world-europe-17706290>

<http://www.sloveniatimes.com/slovenia-austria-resolve-sausage-dispute>)

²¹¹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

2.18.4 対抗手段

食品に関する違反の疑いがある場合、行政当局（UVHVVR、IRSKGLR）に電話やメールで通報することができる。

監査で違反が発見された場合、UVHVVR、IRSKGLR はまず事業者には是正を要請する。指定期間内に是正されなかった場合、検査官は違反品の店頭からの排除や破棄、証明書の取り消し、GI 名称使用の禁止、罰金等の措置をとる。検査官の判断に異議のある事業者は MKGP へ申し立てることができる。

刑法によると、保護名称の不正使用により消費者を欺いた場合、違反品および違反品を生産するための道具類の没収のほか、罰金あるいは3年以内の禁固が科される。

民事手続きを通じて、GI 権利者は、違反行為を差し止めるための手続きや損害賠償請求が可能である。知的財産に関する手続きは、一般に首都リュブリャナ地区裁判所が担当する。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

スロベニアにおけるGI侵害の窓口は、食品安全・家畜・植物保護局（Uprava rs za varno hrano, veterinarstvo in varstvo rastlin : UVHVVR）

Tel. 01 300 13 00

Email: gp.uvhvvr@gov.si

連絡方法

食品安全・家畜・植物保護局へ電子メールあるいは電話にて連絡。

保護のしくみ

食品安全・家畜・植物保護局への通報は、関連する地方局へ通知される。地方局の検査官が調査を実施し、差し押さえ等の行政措置を執行する。犯罪の重大性に応じて罰金や刑事手続きが進められる。

2.18.5 関連法令

スロベニアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²¹²に基づいている。

GI 根拠法令

- The Agriculture Act of 2000(※EU の品質保証スキームの国内導入、国内スキームの規定)

行政の取り締まりを規定する法律

- Regulation on implementation of Council Regulation (EC) No 509/2006 on agricultural products and GIs and designations of origin for agricultural products and foodstuffs (OJ RS No 102/07)
- The Public Administration Act (OJ RS No 113/05)
- The General Administrative Procedure Act (OJ RS No 24/06)
- The Inspection Act (OJ RS No 56/02)
- The Minor Offences Act (OJ RS, Nos 70/06, 115/06, 3/07)
- The Agriculture Act (OJ RS Nos 26/14, 32/15)
- The Wine Act (OJ RS No 105/06), Section VII
- The Act Implementing the Customs Regulations of the European Community

民事手続きを規定する法律

- The Intellectual Property Act (知的財産法)

刑事手続きを規定する法律

- The Criminal Code of the Republic of Slovenia (スロベニア共和国刑法)

²¹² EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.18.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、スロベニアでは 3 件が登録されている。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 2.24. パン、菓子類	2
Class 2.26. パスタ	1
総数	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する制度として、農業法に基づく 3 つの国内スキームがある²¹³。「Višja kakovost : VK」は高品質という意味であり、無添加で優れた品質の国産農産品を対象とする。優れた品質とは、成分や官能、物理的特徴、生産加工方法に基づき評価され、例として Golden Hive はちみつ、オメガプラス鶏卵、セレンウム入り鶏肉、オメガ 3 鶏肉などが挙げられている。

「Irirana pridelava : IP」は統合的な生産という意味であり、遺伝子組み換えを使用せず、施肥管理など自然に配慮した生産手法による農産品を対象とする。

「Izbrana kakovost」は選ばれた品質という意味であり、国内で生産・加工された農産品。短距離・短時間輸送、高品質な飼料、家畜の健康に配慮した飼育や加工要件を満たしたものを対象とする。これらの認証制度の管理やロゴの授与は MKGP が行い、市場監視は監視当局（UVHVVR、IRSKGLR）が行う。

²¹³<https://www.nasasuperhrana.si/za-potrosnike/sheme-kakovosti/oznacbe-shem-kakovosti/>